

令和 7 (2025) 年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： みよし市

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異	
	(男性の給与に対する女性の給与の割合)	
任期の定めのない常勤職員	74.8	%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	89.8	%
全職員	78.6	%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異	
	(男性の給与に対する女性の給与の割合)	
本庁部局長・次長相当職	88.7	%
本庁課長相当職	86.9	%
本庁課長補佐相当職	92.5	%
本庁係長相当職	94.7	%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異	
	(男性の給与に対する女性の給与の割合)	
36年以上	101.3	%
31～35年	92.8	%
26～30年	86.4	%
21～25年	87.3	%
16～20年	84.0	%
11～15年	77.1	%
6～10年	85.4	%
1～5年	68.6	%

【説明欄】

- ・給与水準が比較的低い会計年度任用職員が含まれる「任期の定めのない常勤職員以外の職員」における女性職員の割合が 80.8%であり、全職員で比較すると男女の給与の差異が大きくなっている。
- ・勤続年数別の比較で 1～5 年目の項目で男女の給与の差異が大きくなっているのは、給与水準が高い男性医師の採用者が含まれているためである。
- ・扶養手当について、世帯主となっている男性に支給している場合が多く、扶養手当の受給者に占める男性の割合は 80.8%である。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数 1 年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。